

日医発第 252 号（保 63）
平成 30 年 6 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

材料価格基準の一部改正等について

平成 30 年 5 月 31 付厚生労働省告示第 239 号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに、平成 30 年 5 月 31 日付保医発 0531 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等の一部が改正され、平成 30 年 6 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（平成 30 年 5 月 31 日付保医発 0531 第 2 号）の 18～19 ページに掲載されている医療機器が区分 C1 及び C2 として保険適用されたこと等によるものです。（平成 30 年 6 月 6 日付 日医発第 253 号（保 64）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された告示・通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の材料価格基準の改正につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（平 30. 5.31 号外第 116 号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平 30. 5.31 保医発 0531 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
（日本医師会医療保険課）

○厚生労働省告示第239号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年五月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表	別表
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～198 (略)	001～198 (略)
<u>199</u> 甲状軟骨固定用器具 190,000円	(新設)
<u>200</u> 放射線治療用合成吸収性材料 192,000円	(新設)
III～VIII (略)	III～VIII (略)

IX 経過措置

(1) (略)

(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
199 甲状軟骨固定用器具 (承認番号) 22900BZX00409000	平成30年6月1日から 平成32年3月31日まで	200,000円

(3) (略)

IX 経過措置

(1) (略)

(2) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

(3) (略)

保医発0531第3号
平成30年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第239号）が公布され、平成30年6月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節D006-2に次を加える。
 - (3) BRCAAnalysis診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。
 - ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。
 - イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。
 - ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。
- 2 別添1の第2章第3部第4節D412の次に加える。
 - D413 前立腺針生検法
放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分番号「D413」前立腺針生検法の所定点数により算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

○ I の 3 の 196 の 次 に 加 え る 。

199 甲状軟骨固定用器具

甲状軟骨固定用器具の使用にあたっては、関係学会の定める診療に関する指針に沿って使用した場合に限り算定できる。

200 放射線治療用合成吸収性材料

- (1) 放射線治療用合成吸収性材料は、前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。
- (2) 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- (3) 当該材料をStage I 又はII 以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの155(3)②カ中「心房細動の有無の判定に、心電図波形の形態分析によってP波の有無を考慮するアルゴリズムを有していること。」を「心房細動の有無の判定を心電図波形の形態分析によって行うアルゴリズムを有していること。」に改める。
- 2 別表のⅡの198の次に加える。
 - 199 甲状軟骨固定用器具
定義
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「甲状軟骨固定用器具」であること。
 - (2) 喉頭形成手術に用いるものであること。
 - 200 放射線治療用合成吸収性材料
定義
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「放射線治療用吸収性組織スペーサ」であること。
 - (2) 前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させる目的に前立腺と直腸の間の組織に対して注入して使用されるものであること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006 (略)</p> <p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) BRACAnalysis診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</u></p> <p><u>ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006 (略)</p> <p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

実施すること。

ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

D 0 0 6 - 3 ~ D 0 2 7 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 ~ 第 3 節 (略)

第 4 節 診断穿刺・検体採取料

D 4 0 0 ~ D 4 1 2 (略)

D 4 1 3 前立腺針生検法

放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分番号「D 4 1 3」前立腺針生検法の所定点数により算定する。

D 4 1 4 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

D 0 0 6 - 3 ~ D 0 2 7 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 ~ 第 3 節 (略)

第 4 節 診断穿刺・検体採取料

D 4 0 0 ~ D 4 1 2 (略)

(新設)

D 4 1 4 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) (以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬 点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~196 (略)</p> <p><u>199 甲状軟骨固定用器具</u> <u>甲状軟骨固定用器具の使用にあたっては、関係学会の定める診 療に関する指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>200 放射線治療用合成吸収性材料</u></p> <p>(1) <u>放射線治療用合成吸収性材料は、前立腺癌の放射線治療に 際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用し た場合に限り算定できる。</u></p> <p>(2) <u>当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って 使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>(3) <u>当該材料をStage I 又はII以外の前立腺癌患者に使用した場 合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診 療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) (以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬 点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~196 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p>

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~154 (略)</p> <p>155 植込型心電図記録計</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~オ (略)</p> <p>カ <u>心房細動の有無の判定を心電図波形の形態分析によって行うアルゴリズムを有していること。</u></p> <p>156~198 (略)</p> <p>199 <u>甲状軟骨固定用器具</u></p> <p><u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「甲状軟骨固定用器具」であること。</u></p> <p>(2) <u>喉頭形成手術に用いるものであること。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~154 (略)</p> <p>155 植込型心電図記録計</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~オ (略)</p> <p>カ <u>心房細動の有無の判定に、心電図波形の形態分析によってP波の有無を考慮するアルゴリズムを有していること。</u></p> <p>156~198 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

200 放射線治療用合成吸収性材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般名称が「放射線治療用吸収性組織スペーサー」であること。
- (2) 前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させる目的に前立腺と直腸の間の組織に対して注入して使用されるものであること。

Ⅲ～Ⅷ （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (平成 30 年 6 月 1 日適用)

1. 甲状軟骨固定用器具

【販売名】 チタンブリッジ (ノーベルファーマ株式会社)

〔決定区分〕

C1 (新機能)

〔保険償還価格〕

190,000 円 (本製品は迅速な保険導入による加算の対象となっており、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までは 200,000 円が償還価格となる。)

〔決定機能区分〕

199 甲状軟骨固定用器具

〔主な使用目的〕

本品は、内転型痙攣性発声障害における症状の改善を目的として、喉頭形成手術に使用する。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 30 年 5 月 31 日 厚生労働省告示第 239 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱに区分 199 として次のように加える。

<u>199 甲状軟骨固定用器具</u>	<u>190,000 円</u>
----------------------	------------------

(改正箇所下線部)

※本製品は迅速な保険導入による加算の対象となっており、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までは 200,000 円が償還価格となる。

- (2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号)の一部改正(平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅠの 3 に次のように加える。

<u>199 甲状軟骨固定用器具</u> <u>甲状軟骨固定用器具の使用にあたっては、関係学会の定める診療に関する指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u>

(改正箇所下線部)

- (3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号)の一部改正(平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次のように加える。

<u>199 甲状軟骨固定用器具</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「甲状軟骨固定用器具」であること。</u> <u>(2) 喉頭形成手術に用いるものであること。</u>
--

(改正箇所下線部)

2. 放射線治療用合成吸収性材料

【販売名】 SpaceOAR システム（ヴォーパル・テクノロジーズ株式会社）

〔決定区分〕

C2（新機能、新技術）

〔保険償還価格〕

192,000 円

〔決定機能区分〕

200 放射線治療用合成吸収性材料

〔主な使用目的〕

本品は前立腺がんの放射線治療の際に、直腸の吸収線量を減少させることを目的として、直腸前壁を前立腺から離すために用いられる合成吸収性材料である。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」（平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号）の一部改正（平成 30 年 5 月 31 日 厚生労働省告示第 239 号）

「材料価格基準」の別表Ⅱに区分 200 として次のように加える。

200 放射線治療用合成吸収性材料

192,000 円

(改正箇所下線部)

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号）の一部改正（平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。

第 2 章 特掲診療料

第 1 部～第 2 部 (略)

第 3 部 検査

第 1 節～第 3 節 (略)

第 4 節 診断穿刺・検体採取料

D400～D412 (略)

D413 前立腺針生検法

放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分番号「D413」前立腺針生検法の所定点数により算定する。

(改正箇所下線部)

- (3) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正（平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅠの 3 に次のように加える。

200 放射線治療用合成吸収性材料

(1) 放射線治療用合成吸収性材料は、前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。

(2) 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。

(3) 当該材料を Stage I 又は II 以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(改正箇所下線部)

- (4) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号)の一部改正(平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次のように加える。

200 放射線治療用合成吸収性材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「放射線治療用吸収性組織スペーサ」であること。
- (2) 前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させる目的に前立腺と直腸の間の組織に対して注入して使用されるものであること。

(改正箇所下線部)

3. 生殖細胞系列遺伝子変異解析プログラム(抗悪性腫瘍薬適応判定用)

【販売名】 BRACAnalysis 診断システム (アストラゼネカ株式会社)

〔決定区分〕

C2(新機能・新技術)

〔保険償還価格〕

特定保険医療材料ではなく、技術料で評価する。

〔主な使用目的〕

本品は、全血から抽出したゲノム DNA 中の生殖細胞系列の BRCA1 又は BRCA2 遺伝子変異を検出し、オラパリブの乳癌患者への適応を判定するための補助に用いることを目的とする。

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号)の一部改正(平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。

第 2 章 特掲診療料

第 1 部～第 2 部 (略)

第 3 部 検査

第 1 節～第 3 節 (略)

第 4 節 診断穿刺・検体採取料

D000～D006 (略)

D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査

(1)～(2) (略)

(3) BRACAnalysis 診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定できる。

ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR 法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1 遺伝子及び BRCA2 遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。

イ 本検査は、化学療法の経験を 5 年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を 5 年以上有する常勤医師が 1 名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

(改正箇所下線部)

4. 植込型心電図記録計（特殊型）

【販売名】 コンフォーム Rx AF （アボットメディカルジャパン株式会社）

〔決定区分〕

B2（個別評価）

〔保険償還価格〕

443,000円

〔決定機能区分〕

155 植込型心電図記録計 (2)特殊型

<関連する通知の改正>

「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 13 号）の一部改正（平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 3 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。（改正箇所下線部）	
改正後	改正前
<p>155 植込型心電図記録計 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～オ (略) <u>カ 心房細動の有無の判定を心電図波 形の形態分析によって行うアルゴリズムを有していること。</u></p>	<p>155 植込型心電図記録計 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～オ (略) <u>カ 心房細動の有無の判定に、心電図波 形の形態分析によってP波の有無を考 慮するアルゴリズムを有しているこ と。</u></p>

（日本医師会医療保険課）